

# 令和3年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
1	令和3年7月20日	有限会社知床遊覧船 (法人番号： 6460302005133)	北海道斜里郡斜里町ウ ト口中島125番地	文書指導	<p>令和3年5月15日11時頃、旅客船「KAZU I」は旅客19名を乗せ、北海道知床半島沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、漂流しているロープの塊に接触し、その際の衝撃により旅客3名が負傷した。また、同年6月11日10時頃、旅客船「KAZU I」は、旅客21名を乗せ、北海道知床半島沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>同年6月24日及び25日、海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年7月20日、運航管理者は、全従業員に対し、安全管理規程に係る安全教育を定期的に行い、その目的及び手順の周知徹底を図り、不測の事態に際しては航行継続の中止を含む適切な措置を躊躇なく講じるよう明確な指示を与え、安全確保を最優先とする意識の定着を図ることを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令を遵守し、法令に抵触する改造等を行わないこと。</li> <li>2. 安全統括管理者は、全従業員に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）に係る安全教育を定期的に行い、その目的及び手順の周知徹底を図り、不測の事態に際しては航行継続の中止を含む適切な措置を躊躇なく講じるよう明確な指示を与え、安全確保を最優先する意識の定着を図ること。</li> <li>3. 運航基準に規定されている運航管理者への定時連絡を確実に実施すること。</li> <li>4. 安全統括管理者（運航管理者）は、常に連絡を取れる状態を維持し、事故発生時等に際しては確実に報告を受け、必要な措置を講じられる体制を確立すること。</li> <li>5. 海上運送法第11条第1項但し書き（法23条による準用）に係る変更の届出を速やかに提出すること。（主機換装による連続最大出力変更）</li> <li>6. 運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を運航記録簿に記載すること。</li> <li>7. 最新の速力基準表を船橋に提示すること。</li> <li>8. 定期的に船内巡視を実施し、巡視結果を巡視記録簿に記載すること。</li> <li>9. 毎日陸上施設の点検を実施し、点検簿に記載すること。</li> <li>10. 浮遊物に接触する恐れのある状況が予見される場合には、船内放送により注意を喚起するなど、安全を確保するために必要な事項の周知徹底を図ること。</li> </ol>	<p>是正確認済（是正確認日：令和3年7月30日）</p>